

監査委員公表第181号

平成22年度会計定期監査等結果報告書(第2次)に基づく改善措置状況の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に基づき、改善措置の状況を、同法同条第12項により下記の機関より通知があったので、別紙のとおり公表する。

1. 通知のあった機関

(1)教育長 : 教育総務課 ・ アザレアホール ・ 中央公民館 ・ 文化財課
学校給食センター ・ 学校教育課

平成24年 5月28日

御所市監査委員 和田 正吾

御所市監査委員 中北 秀太良

平成22年度定期監査等結果報告書(第2次)に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

平成22年度定期監査等の結果(第2次)に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成23年度に実施した監査について、同条第9項の規定により提出した監査の結果に基づく改善措置の状況が同条第12項の規定により通知されたため公表するものです。

是 正 改 善 事 項 措 置 状 況 報 告 書

教 育 総 務 課

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|--|
| (1) 支出負担行為について 支出負担行為伺書・支出負担行為兼支出命令書において、同種の物品購入をほぼ同時期に複数に分けて起案が行われている。類似する物品購入にあたっては経済性や事務の効率化の観点からも計画的に取りまとめて購入契約を実施されたい。 ・ 学校備品の購入について(冷暖房エアコン) 他2件 |
| 原 因 |
| 当初、1件で事務処理を行っていたが、本市においては、小学校(7校)中学校(4校)計11校あることから、急遽、他の学校においても購入が必要となったことから複数に分けての起案となりました。 |
| 改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 今後、類似する物品購入に関しては各学校と連絡調整を図り取りまとめて購入を行う様に考えています。 |

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|--|
| (2) 消防用設備関係について 消防法第17条の3の3により提出された学校施設の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書の提出に基づき通知を受けた消防用設備等(特殊消防用設備等)維持通知書に記載された改修事項については、速やかに実施されたい。 ・ 消防用設備等(特殊消防用設備等)維持通知書 他9件 |
| 原 因 |
| 毎年、消防用設備等の点検後において、設備改修を実施しておりますが、経年劣化等による改修箇所が多数存在する学校もあり、又、先行して老朽化した給水及び電気設備の大規模改修も必要なことから、数年で設備改修が必要なすべての箇所を改善することができない状況であります。 |
| 改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 早期に設備改修できるよう、財政及び学校運営に係る関係課と調整の上、改善方針の検討致したい。 |

アザレホール

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|---|
| (1) 委託及び契約事務について 5万円以上の修繕について、請書や契約書が徴されていない事例が見受けられた。 < 5万円以上20万円未満の修繕について、請書が徴されていない > ・ 消火設備修理 131,890円 < 20万円以上の修繕について、契約書が徴されていない > ・ 空調機の緊急修理(2F会議室) 477,750円 他5件 < 20万円以上の修繕について、請書や承り書として徴されている > ・ 注文請書(自動扉開閉装置部品取替工事) 585,000円 |
| 原 因 |
| 契約書の保管等に不備があったのが原因であり、また内容についての確認不足もあった。 |
| 改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 請書・契約書を詳細に作成し適正な取扱いに努めます。 |

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|--|
| (1) 委託及び契約事務について 契約書に代わる承り書が徴されているが、締結日付が記載されていない。また、業務にかかる実施期間についても記載されていない。 ・ 承り書(高圧気中開閉器等修理業務) 409,500円 |
| 原 因 |
| 当該契約について、作成及び決裁時における認識不足により生じたものです。 |
| 改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 契約の詳細な作成に努め、締結日付・実施期間については記載漏れのないよう取扱います。 |

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|--|
| (2) 時間外勤務について 時間外勤務命令簿及び時間外勤務報告書が作成されていない事例が見受けられた。 |
| 原 因 |
| 業務を担当者1名のみで行っていたため、作成済みであるかどうかの確認を怠ったこと、又決裁の確認漏れが原因であると思われる。 |
| 改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 指摘以降、時間外命令簿、時間外報告書は整理して作成しました。 |

中央公民館

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|---|
| (1) 委託及び契約事務について 契約書において、収入印紙が貼付されていない。一定の規格で統一された物品の購入にかかる請書や契約書については印紙税を課さないものとされる文書となるが、当該物品については仕様書に基づき既製品を加工した製品(物品)であるとの事であるため、収入印紙の貼付が必要と思われる。 ・ 物品供給契約書(陶芸窯) 766,500円 |
| 原 因 |
| 既製品を加工した場合、印紙が必要だとの認識がなかったため、印紙の貼付が漏れてしまったため。 |
| 改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 今後、このようなことがないように注意し事務処理をおこないます。 |

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 | |
|--|--|
| (1) 支出負担行為について | 支出負担行為伺書において、契約期間が複数年の長期継続契約に係る起案が行われているが、次のような事例が見受けられた。 |
| A | 支出負担行為伺書に長期継続契約に係る伺いである旨の記載がなく、添付の仕様書についても長期継続契約である旨及び条件付解除条項を定める契約である旨の記載がない。 ・カラーレーザープリンターのリース契約について 137,025円 他1件 |
| 原 因 | |
| 長期継続契約に関する事務取扱手続きの認識不足 | |
| | 改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 全ての長期継続契約について、賃貸人、リース会社と御所市が交わした契約書に特約条項を付し、元契約書に綴じ合わせたうえで割印をしてそれぞれが所有することとした。 | |
| なお特約条項には、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であること、および、条件付解除条項を明記した。 | |

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 | |
|--|--|
| (1) 支出負担行為について | 支出負担行為伺書において、契約期間が複数年の長期継続契約に係る起案が行われているが、次のような事例が見受けられた。 |
| B | 支出負担行為伺書に長期継続契約に係る伺いである旨記載されているが、添付の仕様書には長期継続契約である旨及び条件付解除条項を定める契約である旨の記載がない。 ・自動車のリース契約について 493,668円 |
| 原 因 | |
| 長期継続契約に関する事務取扱手続きの認識不足 | |
| | 改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 全ての長期継続契約について、賃貸人、リース会社と御所市が交わした契約書に特約条項を付し、元契約書に綴じ合わせたうえで割印をしてそれぞれが所有することとした。 | |
| なお特約条項には、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であること、および、条件付解除条項を明記した。 | |

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 | |
|---|--|
| (2) 委託及び契約事務について | 長期継続契約として事務手続が行われた契約書の契約条項に、「御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱」に基づく条件付解除条項が記載されていない。 |
| | ・カラーレーザープリンター賃借契約書 8,232円 他1件 ・自動車リース契約書 1,072,764円 |
| 原 因 | |
| 長期継続契約に関する事務取扱手続きの認識不足 | |
| | 改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 全ての長期継続契約について、賃貸人、リース会社と御所市が交わした契約書に特約条項を付し、元契約書に綴じ合わせたうえで割印をしてそれぞれ所有することとした。 | |
| なお特約条項には、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であること、および、条件付解除条項を明記した。 | |

指 摘 事 項 ・ 内 容

(2) 委託及び契約事務について

土地の売買代金について、所有権移転登記完了前に請求書が提出され支払が行われている。土地売買契約書第3条に「甲は、前条の売買代金については、第7条により土地の所有権移転登記完了後 乙(土地所有者)の提出する請求に基づき支払うものとする。」と記載されているが、所有権移転登記完了日は、平成23年3月31日で土地売買代金請求書の請求日及び支払日が平成23年3月28日となっている。

・土地売買契約に伴う用地買収代金 3,351,000円 他2件

原 因

住所変更のあった所有者(県外在住)に住民票を取得するよう書面により伝えていたが、勤務先で交わした契約当日に持参がなく、所有権移転登記の予定が遅延したため。

改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

実際の小切手による手渡しは3月31日のことであり、厳密には支払日(領収日)は所有権移転登記完了前とは言えない。不可避のことであり、やむを得ぬことであったと考える。

学 校 給 食 セ ン タ ー

指 摘 事 項 ・ 内 容

(1) 支出負担行為について

支出負担行為伺書において、競争入札の不落札のため再度見積もり合わせにより随意契約を行う起案が行われているが、予定金額が競争入札時の予定金額と同額となっていない。地方自治法第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行う場合、同条第2項に規定する最初競争入札に付すときに定めた予定金額とされたい。

・A重油購入について 568,000円

原 因

担当者による事務の錯誤と考えます。

改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

今後、競争入札において不落札となった場合は、予定金額を変更せず再度の競争入札を行います。

指 摘 事 項 ・ 内 容

(2) 委託及び契約事務について

5万円以上の20万円未満の修繕について、請書が徴されていない事例が見受けられた。

・地下タンク点検業務委託 68,250円

原 因

担当者による事務の遺漏と考えます。

改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第9条(2)その他関係規則に基づき適切な事務処理をいたします。

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|--|
| (1) 補助金について 補助金交付決定通知書において、次のような事例が見受けられた。 A 補助金交付決定通知書が確認できなかった。 ・近畿中学校総合体育大会駅伝競走補助金 34,000円 |
| 原 因 |
| 事務手続きに関する錯誤によるものと考える。 |
| 改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 通知書の作成を行った。今後は負担金交付の事務手続きを確認し、適正な事務処理を行う。 |

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|--|
| (1) 補助金について 実績報告書において、次のような事例が見受けられた。 A 実績報告書において、受付印の日付は平成23年3月4日となっているが、提出日付及び事業完了日が平成22年2月25日と記載されている。 ・クラブ活動補助事業実績報告書 16,700円 |
| 原 因 |
| 事務手続きに関する錯誤によるものと考える。 |
| 改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 報告者に訂正報告書の提出を求めた。今後記入漏れ・錯誤のない様、提出事務を精査し適正な事務処理を行う。以後の業務において改善済みである。 |

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|---|
| (1) 補助金について 補助金交付請求書（精算）の金額に記載誤りが見受けられた。補助金交付決定額、補助金確定額、交付済補助金額が280,000円と記載されているが、正しい補助金額は270,000円である。 ・補助金交付請求書（精算） 280,000円 |
| 原 因 |
| 事務手続きに関する錯誤によるものと考える。 |
| 改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 報告者に訂正報告書の提出を求めた。今後記入漏れ・錯誤のない様、提出事務を精査し適切な事務処理を行う。以後の業務において改善済みである。 |

| 指 摘 事 項 ・ 内 容 |
|--|
| (2) 要及び準要保護児童生徒就学補助について 就学援助申請において、次のような事例が見受けられた。 A 領収書等の根拠書類が添付されていない。 ・社会見学就学援助費の扶助（大正小学校） 他2件 |
| 原 因 |
| 事務手続き（補助金申請）時に関係書類の確認の遺漏があった為。 |
| 改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針 |
| 根拠書類の提出を求め改善済みである。今後、補助金申請時に、請求書及び領収書等の添付の遺漏がないよう適切な事務処理を行う。 |

指摘事項・内容

(1) 委託及び契約事務について

貸借契約書に貼付された収入印紙の印紙税額に誤りが見受けられた。当該貸借契約書については、貸切バスを単に貸借することを内容とするものではなく、運送業務を行うことを内容とするものであるため、単なる貸借契約ではなく運送に関する契約であると思われる。したがって、印紙税額は200円ではなく400円である。

・大型バス貸借契約書 135,000円

原因

当該委託契約については例年繰り返し実施してきた業務内容であり、そのため前例を踏襲して契約事務を実施してきたことが原因であると思われる。

改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

今後、例年繰り返し実施する業務内容であっても、前例に依りすぎることなく、その都度業務内容を確認のうえ、契約事務にあたることといたします。